

ショッピングガード保険(国内)

補償の対象となる物品

セブンカード(ゴールド)会員がセブンカード(ゴールド)を利用して購入した物品で、購入価格(税込)が100万円以下の場合に補償します。
ただし、下記のものを除きます。

- (1) 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、スノーボード、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- (2) 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機、ノート型パソコン・ワードプロセッサなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (3) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- (4) 動物および植物
- (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- (6) 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます。)、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットや金券類

保険金の請求について

1. 保険金請求手続き

- お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに損害保険ジャパン(株)(下記)に事故のご報告をしてください。
- 保険金の請求をする際は下記「3. 保険金請求時に必要な書類」に掲げる書類をご提出ください。

2. 事故時の連絡先

損害保険ジャパン株式会社

※ご利用の際はカードをお手もとにご用意ください。

03-5913-3876 9:00AM~5:00PM
土・日・祝日・年末年始休

3. 保険金請求時に必要な書類

	損害状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理代領収書	○	
修理代請求書	○	
修理見積書	○	
全損見積書		○
写真または現物	○	○
他保険の保険請求書	○	○
委任状	○	○

○:必要な書類 ○:場合によって必要となる書類

※上記以外の書類も必要となる場合があります。

※盗難事故の場合は、警察署への届出が必須となります。

2017年3月21日時点の情報

214061-012・2004 (70.0) TZ 2020年7月版



780029511

ショッピング ガード保険

ご案内

セブンカード(ゴールド)で
ご購入いただいた商品の破損や盗難を
補償する無料サービスです!

ショッピング
ガード保険
海外

ショッピング
ガード保険
国内

お問合わせ先

コールセンター 9:00AM~8:00PM/年中無休・自動音声応答

東京:0422-41-7110 | 大阪:06-6949-0763 | 札幌:011-222-5465

株式会社セブン・カードサービス

海外旅行に、 大きな安心をプラス!

大切な商品の破損や盗難を しっかり補償

「ショッピングガード保険(海外)」(動産総合保険)とは、海外でセブンカード(ゴールド)で購入した品物の、偶然の事故による破損・盗難などの損害を補償するサービスです。事前の届け出もいっさい不要ですので、出発前の手間がかりません。大切なおみやげもしっかりガード。海外ショッピングは現金よりもセブンカード(ゴールド)が安心です。

ショッピングガード保険(海外)

年間補償限度額

最高 **100**万円

自己負担額 **1**万円
(1事故につき)

- カードでの購入日から90日間補償されます(ただし一部の物品、および配送中の事故は補償の対象となりません)。
- 家族会員の方のお買物にも、本会員同様に保険が適用されます。
- 保険金のお受け取りにはセブンカード(ゴールド)で購入した際の「クレジットカード売上票」が必要です。

※その他、詳細はP.3をご覧ください。

※こちらの保険について、「セブンカード(ゴールド)」には、「セブンカード・プラス(ゴールド)」を含みます。



海外での病気やケガにも 安心のサポート

JCBプラザコールセンター(海外) (24時間/年中無休)

海外旅行中の万が一の事故や緊急トラブル時に電話で相談できるサービスです。ケガや病気の際の病院案内のほか、クレジットカード・パスポートの紛失・盗難など、海外での不慮の事故やトラブルに日本語・英語でサポートします。ご利用料金は無料です。

※居住国からは利用できません。

サービス内容

- 現地医師、病院のご案内
- クレジットカード、パスポートの紛失・盗難時の手続きのご案内
- 事故・トラブル時の現地警察・医療機関・保険会社等への手続きのご案内
- 上記に類する緊急時の通訳サポート(英語⇄日本語のみ)など
- その他緊急時のお問い合わせ案内

※現地事情によりサービス内容が予告なく変更となる場合や、サービス内容を承っていない場合があります。

(発信国の国際電話識別番号*)-1-213-688-0094
(アメリカ着信)

*国際電話識別番号は、発信国によって番号が異なります。また、ご利用の電話サービスによっては、かけ方が異なる場合があります。詳しくはご利用の通信会社のホームページなどを確認するか、通信会社へお問い合わせください。

※各国からのトールフリー(通話料金着信者払いサービス)電話番号については、JCBブランドサイトをご覧ください。<https://www.jcb.jp/ws/hotline24.html>

※トールフリーがないエリアにご滞在の方は、滞在国・地域の国際電話のオペレーターを呼び出し、上の番号にコレクトコールでおかけください。現地オペレーターの呼び出し番号は、国・地域によって異なります。なお、一部コレクトコールを利用できない国・地域があります。コレクトコールの利用ではない場合、通話料金はお客様自身のご負担となります。

※本サービスをご利用の際に伺いたいお客様の個人情報は、お客様の事前の同意なく、本サービスのご提供以外の目的で使用されることはありません。

★提携先:株式会社JTBグローバルアシスタンス

※Visa会員様は、「海外アシスタンスサービス ハローデスク」が海外サービス窓口となります。詳しくはセブンカードサイト内「Visa会員様へのサービス」をご確認ください。https://www.7card.co.jp/customer/jcb_visa.html

ショッピングガード保険(海外)

ショッピングガード保険(海外)のご案内

補償金請求者：セブカード(ゴールド)会員(家族会員も含みます)

年間補償限度額：100万円

※上記金額は会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額

自己負担額：1回の事故につき1万円

補償金額：カードご利用金額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額)から自己負担額を控除した額を限度額とします。

※物品の購入に際しカードと現金、商品券等を併用された場合は、カード利用額から自己負担額1万円を控除した額を限度額とします。

補償を受けられる人：補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有および補償金を請求できる人

※補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々から補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

お支払いする場合

補償期間内にセブカード(ゴールド)会員が海外所在の加盟店でセブカード(ゴールド)を利用して購入した物品(詳細はP.4)で購入日(配送等による場合は物品の到着日)から90日以内に偶然の事故によって損害を被った場合、海外所在の加盟店より通信販売によって購入した場合も対象になります。

お支払いできない場合

- 会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害
- 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥、およびこれらの欠陥に起因する損害
- 戦争、暴動その他の事変に起因する損害
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質の有害な性質に起因する損害
- 置き忘れまたは紛失に起因する損害
- 水害、地震または噴火に起因もしくはこれらに伴って生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 物品の誤った使用に起因する損害
- 物品の配送中に生じた損害

補償の対象となる物品

セブカード(ゴールド)会員がセブカード(ゴールド)を利用して海外所在の加盟店より、直接購入もしくは通信販売によって購入した物品。ただし、次に掲げるものを除きます。

- 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットや金券類
- 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品
- 食料品
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
- ギフトカードで購入した物品

※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもあります。詳しくは損保ジャパンセブカードサービス事故受付デスクにご確認ください。

保険金の請求について

1. 保険金請求手続き

- お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに損保ジャパンセブカードサービス事故受付デスク(下記)に事故のご報告をしてください。
- 保険金の請求をする際は下記「3.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2. 事故時の連絡先

損保ジャパンセブカードサービス事故受付デスク

※ご利用の際はカードをお手もとにご用意ください。

0120-124-842 (通話料無料)
9:00AM~5:00PM 日・祝休

※「損保ジャパンセブカードサービス事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社が会員資格有効性を確認するために、会員番号を申告いただいております。

3. 必要書類

ご請求になる保険金種類	盗難事故 保険金	破損事故 保険金	火災事故 保険金	その他の 事故保険金	ご案内
必要書類					
保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえ ご署名・ご捺印ください
罹災証明書および 盗難届出済証明書	○		○		管轄の警察署・消防署 でお取り付けください
修理費請求書または見積書		○	○	○	購入先または修理先で お取り付けください
クレジットカード売上票 (お客様控)	○	○	○	○	
申請者の顔写真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社より ご案内します

- 印は原則として必要な書類、○印は場合によっては必要な書類です。
- 全損の場合、品物をお預かりする場合があります。
- 上記各書類はコピーしたものではありません。
- 破損の場合、損害保険ジャパン(株)に連絡される前に被害品を処分されたときは、保険の支払いに差し障りが生じることがあります。

ショッピングを さらに楽しく安心に!

セブンカード(ゴールド)で 購入された商品の 破損や盗難を補償します

「ショッピングガード保険(国内)」(動産総合保険)とは、国内でセブンカード(ゴールド)で購入した品物の、偶然の事故による破損・盗難などの損害を補償するサービスです。

ショッピングガード保険(国内)

年間補償限度額

最高 **100**万円

自己負担額 **5**千円
(1事故につき)

- カードでの購入日から90日間補償されます(ただし一部の物品、および配送中の事故は補償の対象なりません)。
- 家族会員の方のお買物にも、本会員同様に保険が適用されます。
- 保険金のお受け取りにはセブンカード(ゴールド)で購入した際の「クレジットカード売上票」が必要です。
※これらの保険について、「セブンカード(ゴールド)」には、「セブンカード・プラス(ゴールド)」を含みます。

ショッピングガード保険(国内)のご案内

補償金請求者：セブンカード(ゴールド)会員(家族会員も含みます)

年間補償限度額：100万円

※上記金額は会員1名につき毎年7月1日から1年間の総補償金額

自己負担額：1回の事故につき5千円

補償金額：カードご利用金額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額)から自己負担額を控除した額を限度額とします。

補償を受けられる人：補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されており、および補償金を請求できる人
補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

お支払いする場合

補償期間内にセブンカード(ゴールド)会員がセブンカード(ゴールド)を利用して購入した物品で購入日(配送等による場合は物品の到着日)から90日以内に偶然の事故によって損害を被った場合。

お支払いできない場合

- (1) 戦争・侵略行為、反乱、暴動、違法行為に起因する損害
- (2) 自然の消耗、摩滅もしくは性質によるさび、かび、変質、変色またはねずみ食い、虫食い等の損害
- (3) 商品の瑕疵に起因する損害
- (4) 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害
- (5) 故意または重大な過失に起因する損害
- (6) 被保険者(カード会員)と世帯を同じくする親族の故意または重大な過失に起因する損害
- (7) 被保険者(カード会員)または配偶者およびこれらと生計をともにする親族(別居の未婚の子を含む)以外の者が管理中の事故による損害
- (8) 電氣的事故、機械的事故に起因する損害
- (9) 詐欺または横領に起因して生じた損害
- (10) 置き忘れまたは紛失に起因する損害
- (11) 地震、噴火またはこれらによる津波に起因する損害
- (12) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災害等に起因する損害
- (13) 楽器の弦(ピアノ線を含む)の切断または音質、音色の変化
- (14) テニスラケットのガットのみに生じた損害
- (15) 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料のはがれ等の単なる外観であって機能に支障をきたさない損害
- (16) 中身の漏出による損害

(注意) 損害の日から45日以内に損害保険ジャパン(株)にご連絡ください。

※保険の内容については引受保険会社所定の約款に基づきます。

(次ページに続く)